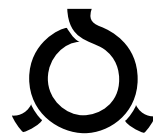


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

福島県人事委員会

○福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	一	○職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	三
○福島県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則	一	○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	三
○福島県人事委員会が取り扱う個人情報に関する規則の一部を改正する規則	二	○市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	四
○福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	二	○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	二	○福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	五
○職員に関する規則の一部を改正する規則	二	○公印を新調しその使用を開始する件	七
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	三	○職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する規則	七
		○口頭により開示請求を行うことができる個人情報に関する規則の一部を改正する規則	八

福島県人事委員会

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十六号

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会事務局組織規則(昭和五十八年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(課の設置)

第二条 事務局に次の課を置く。

総務審査課

採用給与課

第三条中「総務審査グループ」を「総務審査課」に改め、同条第十三号中「他グループ」を「他課」に改める。

第四条中「採用給与グループ」を「採用給与課」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

職	職	務
事務局次長	事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
課長	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副課長	副課長	課長を補佐し、課の事務を整理する。

第五条第二項の表副主幹の項を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(総務審査グループ)

福島県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十七号

福島県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会聴聞規則(平成六年福島県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「グループ」を「課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(総務審査グループ)

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十八号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第一号（その一）中「主幹グループ」を「主管理」に、「事務取扱グループ」を「事務取扱課」に改め、同様式（その二）中「保有グループ」を「保有課」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第四号中「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に、「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第五号から様式第十一号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第十二号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第十三号から様式第十七号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第十八号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第十九号から様式第二十二号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第二十三号中「訂正決定等」を「利用停止決定等」に、「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に、「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第二十五号中「担当グループ」を「担当課」に改める。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定（「第6条第3項」を「第6条第3項・第6条第4項」に改める部分に限る。）、様式第二十三号の改正規定（「担当グループ」を「担当課」に改める部分を除く。）及び様式第二十四号の改正規定（「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「新規則」という。）様式第一号による自己情報開示請求書、

新規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び新規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（総務審査グループ）

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十九号

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第一号から様式第六号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

様式第七号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に、「担当グループ（所）」を「担当課（所）」に改める。

様式第八号から様式第十号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（総務審査グループ）

新規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び新規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。

この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（総務審査グループ）

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 「財団法人ふくしま海洋科学館」を「財団法人ふくしま海洋科学館」に、
 「財団法人物産ブラザふくしま」を「財団法人福島県観光交流協会」に改める。
 別表第二中 「社団法人福島県観光連盟」を「財団法人雪センター」に改める。
 財団法人雪センター」

附 則
 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 (総務審査グループ)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会
 委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十一号

職員に関する規則の一部を改正する規則
 職員の任用に関する規則(昭和三十年福島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

総括参事相当職	参事相当職	副主幹相当職
部次長相当職	課長相当職	課長補佐相当職

を

部次長

に改める。

相当職	課長相当職	副課長相当職	課長補佐相当職
-----	-------	--------	---------

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 (採用給与グループ)

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会
 委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年福島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の次に次の一号を加える。
 八 文化財課
 第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附 則
 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 (採用給与グループ)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会
 委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十三号

職員に関する規則の一部を改正する規則
 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部健康衛生領域の項中「保健福祉部健康衛生領域」を「保健福祉部健康衛生総室」に改め、同表食肉衛生検査所の項中「二」を「三」に改め、同表希望ヶ丘ホームの項を削る。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「部長」を「部長 会計管理者」に、「理事」

「理事」を「総括参事」に、
 文化スポーツ局長 に、 出納局総括参事 を 文化スポーツ局長 に、 「参事
 観光交流局長」に、 直轄参事

「課長」を「部長」に、 「企画主幹」を「企画主幹」に、「副主幹」を「副課
 長」に改め、同表知事の事務部局の部出先機関の項中「地方振興局出納室長」を「地
 方振興局出納室長」に、 「東京事務所企業誘致担当参事」を「東京事務所課長」に、
 方振興局出納副室長」に、 「原子力等立地地域振興事務所長」に、 「障がい者総
 消費生活センター次長」を 「原子力等立地地域振興事務所次長」に、 希望ヶ丘ホ
 消費生活センター次長」に、 希望ヶ丘ホ

「原子力等立地地事務所次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 「障がい者総
 消費生活センター次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 希望ヶ丘ホ
 消費生活センター次長」に、 希望ヶ丘ホ

「原子力等立地地事務所次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 「障がい者総
 消費生活センター次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 希望ヶ丘ホ
 消費生活センター次長」に、 希望ヶ丘ホ

「原子力等立地地事務所次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 「障がい者総
 消費生活センター次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 希望ヶ丘ホ
 消費生活センター次長」に、 希望ヶ丘ホ

「原子力等立地地事務所次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 「障がい者総
 消費生活センター次長」を 「原子力等立地地事務所次長」に、 希望ヶ丘ホ
 消費生活センター次長」に、 希望ヶ丘ホ

合福祉センター次長

を「障がい者総合福祉センター次長」に、「総合療育センター診

療相談部長

を「総合療育センター診療相談部長

「総合療育センター発達障がい者支援センター長」に、「農林事務所企

画部地域農林企画室長

を「農林事務所部長」に、「流域下水道建設事務所次長」を

「流域下水道建設事務所次長」に改め、同表労働委員会の項中「総括参事」を

「総括参事」に改め、同表教育庁の部本庁の項中「総括参事」を

「教育次長」に、「副主幹」を「副課長」に改め、同表監査委員事務局の項中「総括参

事」を「事務局次長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「総括参事」を

「監査主幹」に改め、同表人事委員会事務局の項中「副課長」を

「副課長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「副課長」を

「事務局次長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「副課長」を

「副課長」に改め、同表備考中の項中「総括参事」を「事務局次長」に改め、同表備考中

「領域付」を「総室付」に改める。

別表第六中「福島県立浪江高等学校津島分校」を「福島県立浪江高等学校津島校」に

改める。

別表第八の三中「福島県立安積高等学校御館分校」を「福島県立安積高等学校御館校」に

改める。

別表第九及び別表第二十七の改正規定は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（採用給与グループ）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会 委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十四号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第

五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の1及び同表五の1中「副主幹」を「副課長」に改め、同表六の1中

「参事」を「課長」に改め、同表六の3中「副主幹」を「副課長」に改め、同表七の1

中「総括参事」を「部次長」に改め、同表七の3中「参事」を「課長」に改め、同表八

の1中「総括参事」を「部次長」に改める。

別表第四の1の1中「高等学校」の下に「養護教諭若しくは」を加え、「助教諭」

を「又は高等学校の助教諭」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表一の2中「中学

校」の下に「養護教諭若しくは」を加え、「助教諭」を「又は中学校の助教諭」に、

「又は」を「若しくは」に改め、同表一の3中「特別支援学校の」の下に「養護教諭若

しくは」を加え、「助教諭」を「又は特別支援学校の助教諭」に、「又は」を「若し

くは」に改め、同表二中「教諭、養護教諭又は講師」を「教諭又は養護教諭若しくは講

師」に改める。

別表第九備考1中「及び人事委員会が正規の試験を行うものと定めた職務の級の職に

ついて正規の試験に合格したことのない者のうち昭和三十三年三月三十一日以前から引

き続いて在職する職員で正規の試験に合格したことのある者に準ずると認められる職員

を削る。

別表第十二中「講師（任用の期限を付さないものに限る。）、指導主事、社会教育

主事、」を「及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）並びに指導主事、社会教

育主事及び」に、「助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さないものを除く。）、

実習助手」を「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）並びに助教

諭、養護助教諭、実習助手及び」に改める。

別表第十七（備考を除く。）中「学歴免許等の区分」を「学歴免許等の資格の区分」

に、「学歴免許等の資格の該当者」を「該当者」に改める。

別表第十九備考9の五中「独立行政法人海員学校」を「旧独立行政法人海員学校」に

改める。

別表第二十三中「教諭、」を「教諭並びに」に、「講師（任用の期限を付さないもの

を除く。）、」を「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）並びに」

に改める。

別表第二十七看護師の部短大卒の項中「短大卒」を「短大二卒」に改める。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第九、別表第十七、別

表第十九及び別表第二十七の改正規定は、公布の日から施行する。

（採用給与グループ）

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会 委員長 新城 希子

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第二十五号

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「講師」を「養護教諭又は講師」に、「助教諭」を「又は助教諭」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表二中「養護教諭、栄養教諭又は講師」を「栄養教諭又は養護教諭若しくは講師」に改める。

別表第二の一中「講師」を「養護教諭又は講師」に、「助教諭」を「又は助教諭」に、「又は」を「若しくは」に改め、同表二中「養護教諭、栄養教諭又は講師」を「栄養教諭又は養護教諭若しくは講師」に改める。

別表第三中「養護教諭、栄養教諭」を「栄養教諭並びに養護教諭」に、「講師（任用の期限を付さないものを除く。）」を「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）」並びに「に改める。

別表第四中「養護教諭、栄養教諭」を「栄養教諭並びに養護教諭」に、「講師（任用の期限を付さないものを除く。）」を「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）」並びに「に改める。

別表第五中「養護教諭、栄養教諭」を「栄養教諭並びに養護教諭」に、「講師（任用の期限を付さないものを除く。）」を「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）」並びに「に改める。

別表第六中「養護教諭、栄養教諭」を「栄養教諭並びに養護教諭」に、「講師（任用の期限を付さないものを除く。）」を「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）」並びに「に改める。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（採用給与グループ）

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第二十六号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務部文書管財領域、商工労働部地域経済領域」を「総務部文書管財総室、商工労働部産業振興総室」に、「各領域」を「各総室」に、「流域下水道建設事務所並びにダム建設事務所」を「並びに流域下水道建設事務所」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第二号」に改め、「

商工労働部地域経済領域」を削り、「各領域」を「各総室」に、「流域下水道建設事務所並びにダム建設事務所」を「並びに流域下水道建設事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第三号」に、「各領域」を「各総室」に、「流域下水道建設事務所及びダム建設事務所」を「及び流域下水道建設事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三条第一項第六号」を「第三条第一項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三条第一項第七号」を「第三条第二項第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項第一号中「及び第二号」を削り、同項第二号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第三条第一項第四号及び第五号」を「第三条第一項第三号及び第四号」に改め、同項第四号中「第三条第一項第六号」を「第三条第一項第五号」に改め、同項第五号中「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第六号」に改め、同項を同条第七項とする。

第三条の見出しを「（水中作業手当）」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第四条第二項中「生活環境部県民安全領域」を「生活環境部県民安全総室」に改める。

第十一条を削り、第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「第十一条第一項第三号」を「第十一条第一項第二号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」を「二百四十円（診療放射線技師で給料の調整額の支給を受けない職員にあつては、千三百四十円）」に改め、同項各号を削り、同条を第十条とする。

第八条第一項中「消費生活センター」を「生活環境部生活環境総室」に改め、同条中第三項第三号及び第四項を削り、同条を第九条とする。

第七条中第四項を削り、同条を第八条とする。

第六条第一項中「第八条第一項第一号」を「第八条第一項第三号」に、「職員は、検視官の職にある職員」を「作業は、死体の収容、搬送等の作業」に改め、同条中第二項を削り、同条第三項中「第八条第二項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項中「作業に従事した日一日につき」を削り、同項第一号中「第八条第一項第二号及び前項第一号」を「第八条第二項第二号」に、「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「前項」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（家畜等取扱手当）
第六条 条例第七条第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次項第三号に規定する作業が著しく多量に発生する等のため当該作業に従事させると必要であると任命権者が認める職員とする。

- 2 条例第七条第一項第一号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。
 - 一 血液、尿、糞便等の採取を伴う検査又は診断の作業
 - 二 死亡牛等から脳の延髄を採取する作業
 - 三 伝染病発生に伴う患畜の評価又は殺処分作業
 - 四 病性鑑定の作業

2 条例第七条第一項第一号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

3 条例第七条第一項第二号の人事委員会規則で定める作業は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第一項又は第二項に規定するとさつ検査又は解体検査の作業とする。

4 条例第七条第一項第三号の人事委員会規則で定める職員は、給与条例第七条第一項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員とする。

5 条例第七条第二項第一号の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる作業 七百十円

二 第二項第四号に掲げる作業及び第三項に規定する作業 千百円

第十二条中「農林水産部経営支援領域及び農村整備領域」を「農林水産部農業支援総室及び農村整備総室」に、「土木部土木総務領域、道路領域、河川港湾領域、都市領域」を「土木部土木総室、道路総室、河川港湾総室、都市総室」に、「ダム建設事務所、教育庁教育振興領域」を「教育庁財務課」に改める。

第十三条第三項中第五号を削る。

第十五条を削る。

第十六条第一項中「火災防衛訓練及び水防訓練」を「及び火災防衛訓練」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条第一項中「障がい者総合福祉センター」の下に「、総合療育センター」を加え、同条第二項を削り、同条第三項第三号を削り、同項を第二項とし、同条を第十七条とする。

第十九条第三項中「、福島学園及び警察学校」を「及び福島学園」に改め、同条第七項中「一回」の下に「（第五号の場合にあつては、一日）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 条例第二十一条第一項第四号の業務 二百三十円

第十九条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 条例第二十一条第一項第四号の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例第十八条の三に定める定時制通信教育手当の支給を受けない職員とする。

第十九条を第十八条とし、第二十条を削り、第二十一条を第十九条とし、第二十二条から第三十条までを二条ずつ繰り上げる。

第三十一条第一項第一号中「水上等作業手当（条例第五条第一項第三号）」を「水中作業手当（条例第五条第一項第二号）」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第二項ただし書中「占める職員」の下に「、地方公務員の育児休業法に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員、同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び同法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員」を加え、「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条を第三十条とし、第三十三条から第三十五条までを二条ずつ繰り上げる。

第三十六条第二項中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条を第三十四条とする。

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年福島県条例第十三号）附則第二項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）第十七条に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表のとおりとする。

期間	職務の級等	手当額
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	五級以上	二万六千二百円
	四級	二万五千百円
	三級（四十一号給以上に限る。）	二万三千五百円
	三級（四十号給以下に限る。）	二万二千四百円
	二級以下	二万円
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	五級以上	二万四千百円
	四級	二万三千円
	三級（四十一号給以上に限る。）	二万四千四百円
	三級（四十号給以下に限る。）	二万三百円
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	二級以下	二万円
	五級以上	二万二千元
	四級	二万九百円
	三級以下	二万円

福島県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条中「総括参事及び参事」を「事務局次長及び課長」に改める。
第三条及び第四条中「総括参事又は参事」を「事務局次長又は課長」に改める。
第五条の表中「総括参事」を「事務局次長」に、「一参事」を「一課長」に改める。

第八条第二項中「グループのグループ員」を「課の課員」に改める。
第十条ただし書中「総括参事名又は参事名」を「又は課長名」に改める。

第十三条第一項中 同 福島県人事委員会事務局総括参事印 方 二十一 を「同 福島県人事委員会事務局課長印 方 二十一」に改める。

別表第一事務局長の専決事項の欄第一号中「総括参事及び参事」を「事務局次長及び課長」に改め、同欄第二号から第七号までの規定中「総括参事」を「事務局次長」に改め、同欄第三十三号中「並びに同条第三項」を「及び同条第二項」に、「甲地及び乙地」を「割合」に改め、同欄第三十五号中「第三十三条の四第五項」の下に「並びに第三十三条の八第一項及び第二項」を加え、同欄第三十六号中「第二十四条第四項」及び「第三十一条第二項、第三十二条第一項第七号から第九号まで、第三十五条、第四十六条」を削り、同欄第五十五号を同欄第五十六号とし、同欄第四十八号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第四十七号中「第二第三項」を「第二第五項」に改め、同号を同欄第四十八号とし、同欄第四十号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第三十九号の次に次の一号を加える。

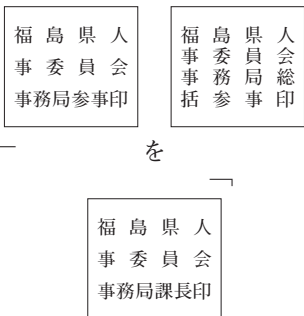
四十 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）第六条の二第一項及び第二項の規定による協議

別表第一総括参事の専決事項の欄中「総括参事の専決事項」を「事務局次長の専決事項」に改め、同欄第一号中「総括参事」を「事務局次長」に、「及び参事」を「及び課長」に改め、同欄第二号中「参事」を「課長」に改め、同欄第三号中「参事及びグループ員」を「課長及び課員」に改め、同欄第四号から第六号までの規定中「参事」を「課長」に改め、同表参事の専決事項の欄中「参事の専決事項」を「課長の専決事項」に改め、同欄第四号中「参事」を「課長」に、「グループ員」を「課員」に改め、同欄第五

（採用給与グループ）

号、第七号から第九号まで及び第十一号中「グループ員」を「課員」に改め、同表備考1中「参事の」を「課長の」に、「総務審査グループ参事」を「総務審査課長」に改め、同表備考2中「参事」を「課長」に、「副主幹」を「副課長」に改める。

別表第二中



に改める。

様式第二号中「グループ」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一事務局長の専決事項の欄第三十三号及び第三十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

（総務審査グループ）


福島県人事委員会告示第一号

公印を次のように新調し、平成二十年四月一日その使用を開始する。
平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

職 印

公印の名称	福 島 県 人 事 委 員 会 事 務 局 課 長 印
印 影	

（総務審査グループ）

福島県人事委員会告示第二号

職員に関する規則施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

職員任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則
職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十三年福島県人事委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

様式第五号の二中「~~採用給与表~~」を「~~採用給与表~~」に、「~~採用給与表~~」を「~~採用給与表~~」に、「~~採用給与表~~」を「~~採用給与表~~」に改める。

附 則

この細則は、平成二十年四月一日から施行する。

（採用給与グループ）

福島県人事委員会告示第三号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報を定める件（平成十八年福島県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

一の表中「福島県総務部文書管財領域文書法務グループ」を「福島県総務部文書管財総室文書法務課」に改め、平成二十年四月一日以降に合格者を発表する試験から適用する。

（採用給与グループ）